

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 案</p> | <p>（法第二十三条の七第二項第四号の政令で定める国際約束）<br/>         第四十一条の三 法第二十三条の七第二項第四号の政令で定める国際約束は、環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定とする。</p> |
| <p style="text-align: center;">現 行</p>   | <p>（法第二十三条の七第二項第四号の政令で定める国際約束）<br/>         第四十一条の三 法第二十三条の七第二項第四号の政令で定める国際約束は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定とする。</p>                 |